

## 二酸化炭素排出抑制啓発イベント委託に係るプロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

- (1) 目的：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国及び県が地球温暖化対策計画に掲げるCO<sub>2</sub>の削減目標（27%削減）の達成に向け、二宮町の地勢や特色に見合った温暖化防止策をユビキタ斯的に啓発することで、住民の温暖化に対する行動改善を無理なく自然に促すことを目的に、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業）（以下、「補助金」という。）」に関する「地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業実施計画書（以下「実施計画」という。）」に基づき、以下の3つのイベントを実施する。
  - ・湘南にのみやふるさとまつりでの環境ブース及びエコカーの出展
  - ・JAFや自動車教習所との連携によるエコドライブ実車講習会
  - ・吾妻山菜の花ウォッチングでのエコカーの出展
- (2) 業務名：二酸化炭素排出抑制啓発イベント委託
- (3) 業務内容：別紙「二酸化炭素排出抑制啓発イベント委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間：契約締結日から平成30年2月11日まで

### 2. 参考予算規模

2,589,840円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、参考予算規模を超過した場合は失格とする。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 二宮町での競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有している者であること。（営業種目は問わない。）ただし、県内他自治体において二酸化炭素排出抑制対策に関するイベント業務等を請け負った実績を過去5年以内に有する者を除く。
- (2) 二宮町一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者でないこと。

### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成29年8月7日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添質問書（様式1）により生活環境課あてに電子メールで提出すること。メールのタイトルは「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (3) 回答日：平成29年8月9日（水）
- (4) 回答方法：町公式ホームページに掲載

### 5. 参加申込み

参加を希望する場合は、「参加申込書（様式2）」と「業務実績書（様式3）」を

提出すること。

- (1) 提出期限：平成29年8月10日（木）17時まで（必着）
- (2) 提出方法：参加申込書と業務実績書に必要事項を記入し、添付ファイルとして生活環境課あてに電子メールで提出すること。メールの標題は「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。
- (3) 参加承認：本プロポーザルの参加承認の可否は、平成29年8月14日（月）17時までに電子メールで通知する。  
生活環境課の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、平成29年8月14日（月）17時までに連絡がない場合は、生活環境課あてに電話確認すること。

## 6. 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類・必要部数

- ① 二酸化炭素排出抑制啓発イベント委託  
プロポーザル企画提案書届出書（様式4） 1部
- ② 企画提案書及び実施体制各種調書等 各10部
  - ア 企画提案書（任意様式）  
仕上りはA4サイズ（両面使用）とし、構成は自由とする。
  - イ 業務の実施体制（様式5）  
本業務を実施していくための組織体制について記載する。また、業務に従事する者の氏名、職名、役割などについて記載する。協力会社等がある場合についても同様に記載する。
  - ウ 担当責任者の業務実績（様式6）  
本業務を担当する総括責任者と実務担当者について、氏名及び業務経歴の概要について、業務名、発注者、履行期間、業務概要、担当した役割等を記載する。
  - エ 担当者の業務実績（様式7）  
3. (5)に示す業務（現在実施中のものも含む）の契約の請負実績について、業務名、発注者、履行期間、業務概要、担当した役割等を記載する。
  - オ 参考見積書（任意様式）  
金額には、本業務実施に要する費用の全てを含むものとする。総価、内訳の順に人件費、直接経費、間接経費、一般経費、消費税等を含めて提示する。
  - カ 財務的信用力を証明する書類（任意様式）  
決算書、財務諸表等

### (2) 作成要領

#### ① 企画提案書

仕様書の内容を踏まえ、下記の項目を入れて作成すること。

項目	主な内容
会社概要	

業務スケジュール	・仕様書にある業務項目を実施するスケジュール
イベントの内容	・各イベントの内容の詳細に関する具体的な提案 ※なお、交付決定を受けた「補助金」の補助対象外となるものは認めない。
イベントの周知方法	・イベント実施にあたっての募集の周知方法等に関する具体的な提案
イベントの支援体制	・イベント実施にあたっての企業や関係機関等への支援協力等に関する具体的な提案
エコドライブ チェックシート案	・エコドライブチェックシートの構成又はイメージ案
COOLCHOICE 賛同書の回収方法	・COOLCHOICE賛同書の回収方法に関する具体的な提案

### (3) 提出期限等

①提出期限：平成29年8月16日（水）17時まで（必着）

②提出場所：二宮町役場都市部生活環境課

③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

## 7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### (1) 第1次審査（書類審査）

6. (1)で定める提出書類を審査し、第2次審査を実施する提案者を選考する。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてプレゼンテーション等を実施する。また、プレゼンテーション等は公開で行うものとする。

実施日：平成29年8月25日（金）予定

時間・会場：平成29年8月23日（水）までに電子メールで通知する。

出席者：4名以内とし、担当責任者となる者は必ず出席すること。

発表時間等：プレゼンテーションを25分程度実施し、その後ヒアリングを15分程度行う。

その他：・プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づいて行うこと。  
企画提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

・プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

・町備品のプロジェクターとスクリーン及びその付属品を使用する場合は、前日までに申し出ること。その他機器については各

事業者で用意すること。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を参加者全員に電子メールで通知する。なお、選考された者のみにプレゼンテーション等を実施する旨を、電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

8. 事業者の選定

企画提案書等提出書類及びヒアリング内容から、理解度、業務手法、その他の提案、実績、実務能力、支援体制、経費を審査し順位を決定する。第1位の提案を行った者を優先交渉権者とする。

ただし、審査における取得点数が別に定める基準を超えていない場合には、業務委託契約に適する事業者と認めない。

9. 日程

公示	平成29年8月3日(木)
質問受付締切	平成29年8月7日(月) 17時まで
質問回答	平成29年8月9日(水)
参加申請受付締切	平成29年8月10日(木) 17時まで
企画提案書等受付締切	平成29年8月16日(水) 17時まで
第1次審査	平成29年8月18日(金) 予定
第2次審査	平成29年8月25日(金) 予定
結果通知	平成29年8月30日(水) 予定
契約締結	平成29年9月1日(金) 予定
業務開始	平成29年9月1日(金) 予定

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書の作成要領を順守しないもの
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2. 参考予算規模を超過したもの

11. 契約

候補者の決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないが、提出者を特定するための資料として保存する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務の実施体制（様式5）に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、二宮町と協議のうえ決定する。

- (6) 二宮町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他、利益を害すると認められる情報は不開示とするが、その場合、この情報に該当すると考える部分があるときは、あらかじめ文書により申し出ること。

### 13. 問い合わせ先

二宮町都市部生活環境課環境政策班

所在地：〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961

電話番号：0463-71-3311

メールアドレス：kankyo@town.ninomiya.kanagawa.jp（生活環境課環境政策班）

ホームページ：<http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp>